

質物の保管設備の変更届出書

広島県公安委員会 殿

年 月 日

届出者の氏名又は名称及び住所

質屋営業法施行規則第9条の規定により下記のとおり変更の届出をします。

保管設備の変更を行う理由	
工事着手予定日	
変更をしようとする部分の構造及び図面	